

令和 7 年 4 月 28 日

松山市議会議長

原 俊 司 様

議員名

芝田 久美子



令和 6 年度政務活動費収支報告について

松山市議会政務活動費の交付に関する条例第 6 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり令和 6 年度政務活動費収支報告書を提出します。

令和6年度政務活動費収支報告書

議員

芝田久美子

1. 収 入

政務活動費 1,224,000 円

利 息 281 円

2. 支 出

(単位:円)

科 目	金 額	備 考
調査研究費	70,400	愛媛県防衛協会会費ほか
研 修 費	24,120	松山市議会観光振興議員連盟令和6年度会費ほか
広 報 費	22,050 117,258	ガソリン代 市政活動報告ハガキ代
広 聴 費	94,908 +	ガソリン代
要請・陳情活動費	37,100	文部科学省への令和7年要請・陳情
会 議 費	0	
資料作成費	136,507	コピー代ほか
資料購入費	147,006	愛媛新聞ほか
人 件 費	0	
事務所費	577,500	事務所家賃
合 計	1,109,591 1,100,891	

114,690

3. 残 額

114,390 円

(注)備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

令和6年度 科目別集計表

科 目 名				
調査研究費				
日 付	内 容	支出金額	備 考	整理番号
8/21	明石市行政視察	8,290 円		23
3/31	愛媛県防衛議員連盟令和6年度年会費	1,500 円		2
3/31	愛媛県防衛協会令和6年度年会費	10,000 円		10
3/31	愛媛拉致議連令和6年度年会費	1,200 円		21
8/21	高松市行政視察	23,580 円		22
3/31	愛媛県就労支援支援事業令和6年度年会費	1,000 円		7
1/21	松江市行政視察	21,830 円		25
5/5	愛媛万葉祭令和6年会費	3,000 円		4
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		70,400 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

支 出 伝 票 (旅費)

債務確定日(※1) (最終確定日)	2024 年 8 月 21 日		整理番号	23
科 目	調査研究費 研修費 広報費 広聴費 要請・陳情活動費 会議費 資料作成費 資料購入費 人件費 事務所費			
用 務	明石市行政視察 旅行日程 2024 年 8 月 21 日 (水)			
上記活動に 要した金額 按 分 率	交 通 費	8,290	円	100 %
	宿 泊 費		円	%
	パ ッ ク 代 金		円	%
	そ の 他		円	%
	合 計	8,290	円	100 %
特 記 事 項	鳴門本線～垂水第二 3,110 円、垂水第三～鳴門本線 3,110 円、垂水 第二～長坂 110 円、長坂～垂水第三 110 円、高松中央～鳴門本線 1,850 円			
領収書その他証拠書類の添付欄	最終支払日(※2)	2024 年 11 月 5 日		
※スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

(注) 科目別集計表には、政務活動に要した旅費の総額を記入してください。

※1 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。旅行日程のうち
 債務が最終確定した日（政務活動による旅行完了日）を記入してください。
 債務が最終確定した日（最終の利用日）を記入してください。

(様式 7)

県 外 活 動

調査研究視察

報 告 書

議員名 芝田久美子



整理番号	23
日 程	2024 年 8 月 21 日 (水)
目 的	犯罪被害者等支援条例の制定のため先進事例を視察する
訪問先	兵庫県明石市行政視察
概 要 所 見	明石市は我が国でも一早く平成 23 年 4 月に犯罪被害者等支援条例を制定し経済的支援・日常生活支援をスタートさせた。その後、法律相談・心理相談・介護支援者派遣・一時保育費用補助・転居費用補助・刑事裁判旅費補助等、途切れない支援や長期的支援、幅広い支援の拡充のため条例の改定を重ねてきただけに支援内容が犯罪被害者に寄り添った充実したメニューとなっている。特に、他市にないものでは立て替え支援金(上限 300 万)である。 本市議会では専門部会を立ち上げて条例制定について協議し、令和 7 年 3 月定例会に上程し制定を図った。条例は理念条例であるため具体的な支援内容の制定について引き続きの検討が必要である。

ご利用内容のお問い合わせについて、ご利用先へお問い合わせをお願いします

なお、インターネット（パソコンまたはスマートフォン）で”レクサス 不明な請求”を検索

いただきますと、当社サイトによくお問い合わせをいただく「ご利用店名とご連絡先」が掲載されてます

またインターネットでご利用店名を検索していただきますと、ご利用先やご連絡先がわかる場合がございます

レクサスカード宿泊ポイントご利用サービス

LEXUS LUXURY HOTEL COLLECTIONをご利用いただく際に、ポイントが使えます。

ご利用日の10日前までに下記までお電話下さい。各施設へ直接ご予約の場合、ポイントはご利用頂けません。

トヨタファイナンス トラベルデスク 0800-700-8160 9時～17時 日祝・年末年始除く

【ご利用明細】 ご利用1,000円毎に☆は10p付与、◇は5p付与、★は15p付与、Pは2,000円毎に5p付与となります。

2 / 3 ページ

ご利用年月日	ご利用店名	ポイント	ご利用金額(円)	お支払方法	今回ご請求金額(円)	現地通貨額	通貨略称	換算レート(円)
24 821	ETC通行料金/本四高速		3110	① 回払	1	3110 ETC	鳴門本線	垂水第二 普通車
24 821	ETC通行料金/本四高速		3110	① 回払	1	3110 ETC	垂水第三	鳴門本線 普通車
24 821	ETC通行料金/N西日本		110	① 回払	1	110 ETC	垂水第二	長坂 普通車
24 821	ETC通行料金/N西日本		110	① 回払	1	110 ETC	長坂	垂水第三 普通車
24 821	ETC通行料金/N西日本		1850	① 回払	1	1850 ETC	高松中央	鳴門本線 普通車

次ページへ続く

※ボーナス1回・2回払いをご利用された場合は、会員規約
（「1・2回払およびボーナスによる支払」に関する条項）にて、
ご利用年月日に基づき、お支払月をご確認ください。

※ポイント：今回ポイント獲得対象のご利用に☆等を表示
※サービス：◇等はレクサスカード割引サービスの対象を表示（下記、サービスご利用状況欄をご覧ください。）
※お支払方法：お支払方法は、お支払回数を表示（ボー1=ボーナス1回払い・ボー2=ボーナス2回払い）
※今回回数：今回のお支払いが何回目かを表示
※換算：ボーナス払いのお支払い月など一部のご利用についてのご説明
（海外でのご利用には現地通貨額・通貨略称・換算レート）を表示
※○は支払方法を変更できます。ただし一部ご要望にお応えできない場合がございます。

Visaワールドワイドが決済センターでご利用データ処理時に指定した市場レートを使用します。
必ずしもご利用日当日の換算レートではございません。なお、ショッピングご利用分は適用された
レートに事務処理などの費用として、当社規定の2.20%（税込）を加算させていただきます。

海外ご利用時の通貨略称ご説明

1. USD…米・ドル	7. THB…タイ・バーツ	13. MYR…マレーシア・リンギット
2. HKD…香港・ドル	8. CAD…カナダ・ドル	14. INR…インド・ルピー
3. GBP…英・ポンド	9. TWD…台湾・ドル	15. IDR…インドネシア・ルピア
4. SGD…シンガポール・ドル	10. NZD…ニュージーランド・ドル	16. TRY…トルコ・リラ
5. KRW…韓国・ウォン	11. CNY…中国・元	17. EUR…ユーロ
6. AUD…オーストラリア・ドル	12. CHF…スイス・フラン	

サービスご利用状況（レクサスカードの割引サービスのご利用状況を表示しております。）

明細欄印	サービス名	現在ご利用状況/ご利用可能枠	割引	サービスのご説明
1	ガソリン割引5%	21,000L / 2,400.00L	5.00%	左記ご利用限度を上限に割引いたします。

ご利用感謝サービス 適用予定ステージ

（毎年1月～12月までの年間ショッピングご請求金額（お引落し金額）の合計により適用ステージを決定し、その翌年4月～翌々年3月までのお引落し期間に適用いたします。）

2024年1月から2024年12月までのご請求金額累計	2025年度適用予定ステージ	次のステージ達成までに必要なご利用金額
円	ステージ3	円

サービス内容、除外条件等については以下の各種お問い合わせ先にてご確認ください。

各種お問い合わせ先

●レクサスファイナンスデスク TEL 0800-300-3355 9:00～18:00 年中無休（年末年始を除く）

●ホームページアドレス

<https://lexus-fs.jp>

●紛失・盗難デスク TEL 0800-300-3399

（カードの紛失・盗難の際のご連絡）

24時間・年中無休

ご利用明細] ご利用1,000円毎に☆は10p付与、◇は5p付与、★は15p付与。Pは2,000円毎に5p付与となります。

利用年月日	ご利用店名	利用手段	ご利用金額(円)	お支払方法	領収書	今回ご請求金額(円)	現地通貨額	通貨略称	換算レート(円)
-------	-------	------	----------	-------	-----	------------	-------	------	----------

芝田 久美子 様

** 今回ご利用金額合計 ** 162835

** ご請求金額合計 ** 162835

上記に含まれる課税取引の明細



7

普通預金
(兼お借入明細)

年 月 日	摘 要	お払戻し金額	お預かり金額
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14	20241105*	¥ *162,835	TF)レクサス
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2025 年 3 月 31 日	整理番号	2
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費 広聴費
使 途 及 び 内 容 等	愛媛県防衛議員連盟 令和6年度年会費		
金 額	1,500 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2024 年 7 月 5 日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領 収 書

松本 久美子 様

¥ 1, 5 0 0 -

ただし、愛媛県防衛議員連盟に係る令和6年度年会費

上記のとおり領収いたしました。

令和6年7月5日

愛媛県防衛議員連盟

会 長 三 宅 浩 正



愛媛県防衛議員連盟規約

(名称)

第1条 本連盟は、愛媛県防衛議員連盟と称する。

(目的)

第2条 本連盟は、愛媛県議会議員と県内市町議会議員が連携を図りながら、国防意識の普及・啓蒙を図り、県民と自衛隊の相互理解を深めることにより、自衛隊の健全な発展に寄与し、もって日本と世界の平和と繁栄に貢献するとともに、災害等における県民の安心・安全を確保することを目的とする。

(活動)

第3条 本連盟は、前条の目的を達成するために必要な事業を行う。

(構成)

第4条 本連盟は、本連盟の目的に賛意を表する愛媛県議会議員及び県内市町議会議員をもって組織する。

(役員)

第5条 本連盟に次の役員を置く。

会長 1名
副会長 若干名
事務局長 1名
理事 若干名
顧問 若干名
監事 2名

2 会長、副会長、事務局長、理事及び監事は、会員の中から総会において選任する。

3 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を委嘱することができる。

4 顧問は、役員会の諮問に応じ、意見を述べることができる。ただし、議決に参加することはできない。

(役員の選任及び任期)

第6条 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は、任期が満了しても後任者が選任されるまでの間は、その職務を行う。

3 会長は、本連盟を代表し総会、臨時総会及び役員会の議長となる。会長に事故あるときは、副会長が会長の職務を行う。

4 事務局長は、本連盟の事務を統括する。

5 監事は、本連盟の会計を監査する。

(機関)

第7条 本連盟に次の機関を置く。

- (1) 総会及び臨時総会
- (2) 役員会
- (3) 監事会

(総会等)

第8条 総会は、毎年1回開く。

2 臨時総会は、役員会の決定によって会長が開く。会員の4分の1以上の要求があれば、会長は臨時総会を開かなければならない。

3 役員会は、会長が必要と認めたときに開く。役員の3分の1以上の要求があれば、会長はこれを開かなければならない。

4 監事会は、監事の要求によって開く。

(経費)

第9条 本連盟の所要経費は、会員の会費及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。年間予算及び決算は、総会の承認を求めなければならない。

(会費)

第10条 会員の会費は、年額1,500円とする。

(会計年度)

第11条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2

(事務局)

第12条 本連盟の事務を処理するため、県議事堂内に事務局を置く。

(その他)

第13条 この規約にない事項は、役員会に諮って定めるものとする。

附 則

本規約は、令和5年12月14日から施行する。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2025 年 3 月 31 日	整理番号	10 封
科 目	調査研究費 研修費 要請・陳情活動費 会議費 人件費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	令和6年度 愛媛県防衛協会年会費		
金 額	10,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	2024 年 5 月 29 日

☆スペースが足りない

振込金受取書

取組日	6 年 5 月 29 日		
金 額	10000		
お振込先	普 普 普		
お受取人	おなまえ	愛媛県防衛協会 089-941-9179	
ご依頼人	おなまえ	松本 夕美子 様	
手数料 (消費税を含む)		本部決定	

上記の金額を正に受け取りました。

(取扱店)

(取扱店→ご依頼人)

取扱金取書印

6. 5. 29

銀行
店

※ 債務確定日とは、当該
入日、サービスや物品等

物品を購入した場合は購
了日



トップページ

協会紹介

会報記事紹介

講師派遣

- ▶ 協会概要・協会の目的と事業等
- ▶ 【新設】各都道府県等協会コーナ
- ▶ 各都府県協会HP等リンク
- ▶ 女性部会
- ▶ 青年部会
- ▶ 防衛省・自衛隊等HPリンク
- ▶ 防衛省・自衛隊イベント
- ▶ 会報広告協賛企業等
- ▶ 入会のご案内等
- ▶ 防衛協会連合会ロゴマークの使用
- ▶ 全国防衛協会連合会事務局



規 約

全国防衛協会連合会規約（令和3年6月10日改正）

第1章 総 則

（名 称）

第1条 本会は、全国防衛協会連合会という。

（事務所）

第2条 本会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。必要があるばあいは、理事会の議を経て従たる事務所を所要の地におくことができる。

（目 的）

第3条 本会は、防衛意識の高揚を図り、防衛基盤の育成強化に寄与するとともに、自衛隊の活動を支援・協力することを目的とする。

（事 業）

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 防衛問題に関する調査研究及び提言・要望
- (2) 各協会の活動状況等についての情報交換
- (3) 防衛講演会・研修会等の開催
- (4) 機関紙・防衛関係資料等の作成・配布
- (5) 自衛隊の主要な行事等に対する支援協力
- (6) 内外友好団体との連絡交流
- (7) その他本会の目的達成に必要な事業

第2章 会 員

（種 別）

第5条 本会の会員は次の三種とする。

- (1) 正 会 員 都道府県防衛協会・自衛隊協定会等（以下、「協会」）
 - (2) 推薦会員 会長の推薦する有識者
 - (3) 特別会員 本会の活動を支援するために入会した法人・団体及び個人
- 2 正会員を別表のとおり8地域に区分する。

（会 費）

第6条 会員（推薦会員を除く）は、総会において別に定める会費を納入するものとする。

（入 会）

第7条 会員（推薦会員を除く）になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出するものとする。

2 正会員及び特別会員（個人を除く）は、入会と同時にその代表を届け出るものとする。

3 会員代表に変更があったときは、その都度新代表者を届け出るものとする。



(退 会)

第8条 会員は、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

(除 名)

第9条 本会の名誉を傷つけ、または規約その他の規則に反する行為があった会員は、理事会の議決を経て除名することができる。

(提出金品の不返還)

第10条 既に納入した会費その他の提出金品は返還しない。

第3章 役 員

(種 別)

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名(地域の代表8名以内を含む)
- (3) 理事長 1名
- (4) 理 事 100名以内(会長・副会長・理事長・常任理事を含む。)
- (5) 常任理事 若干名(地域の代表8名以内を含む)
- (6) 監 事 2名

2 理事は、正会員を代表する正会員理事、推薦会員・特別会員を代表する推薦理事とする。

(選 任)

第12条 役員は、理事の互選により推薦し、総会において選任する。

2 正会員理事が、会長、副会長、理事長、常任理事、又は監事に選任された場合は、当該正会員は新たに正会員理事を推薦することができる。

3 推薦理事は、正会員理事数を超えない範囲で、在任理事からの具申をうけ、会長が推薦する。

4 監事は、会員から選出し、理事を兼ねることはできない。

(職 務)

第13条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、あらかじめ定めた順序でその職務を代行する。
- 3 理事長は、会長の指示を受け、会務を執行し、運営する。
- 4 理事は、理事会において会務を審議する。
- 4 常任理事は、理事会付議事項を審議し、理事長の指示を受け、会務を執行する。
- 5 理事は理事会において会務を審議し、本会業務の遂行を図る。
- 6 監事は、本会資産会計及び会務の執行状況を監査し報告する。

(任 期)

第14条 役員は任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

2 役員が欠けた場合の後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(解 任)

第15条 役員で心身の故障により職務の執行に堪えないとき、または役員たるにふさわしくない行為があったときは、任期中であっても総会の決議により解任することができる。

(報酬等)

第16条 役員は無報酬とする。

第4章 名誉会長・顧問等

(名誉会長・特別顧問・相談役・顧問・参与)

第17条 本会に 本会に名誉会長・特別顧問・相談役・顧問及び参与を置くことができる。

2 名誉会長・特別顧問は総会において推薦する。

3 相談役・顧問及び参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

4 相談役・顧問は、会長の諮問、相談に応ずる。

5 参与は本会の事業に協力する。

日本国憲法と自衛隊
防衛と国民の権利について



全国防衛協会連合会

↑上記、【日本国憲法と自衛隊】は
1冊200円(税込み)で販売しています。

お問合せは、こちら
TEL : 03-5579-8348



【ご協力・協賛】

RICOH

全国防衛協会連合会では、当協会の活動の趣旨にご協力・賛同いただける企業様・事業者様を対象に、当協会ホームページのトップページへのバナー広告掲載を募集しています。ホームページをお持ちの企業や事業者の皆様、PRやイメージアップのため、ぜひご検討ください。

また、4半期に1回発刊の会報「防衛協会報」への広告掲載も募集しております。

詳細は、全国防衛協会連合会事務局にお問い合わせください。

☎03-5579-8348

✉ jlm@ajda.jp

第5章 会 議

(種 別)

第18条 会議は、総会・理事会・常任理事会とし、総会は定期総会及び臨時総会とする。

(構 成)

第19条 総会は、会長、副会長及び正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

3 常任理事会は、理事長及び常任理事をもって構成する。

(機 能)

第20条 総会は、この規約で規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算の決定

(2) 事業報告及び収支報告の承認

(3) その他本会の運営に関する重要な事項

2 理事会はこの規約で別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会で議決された事項の執行に関すること。

(2) 総会に付議すべき事項

(3) 会長が付議した事項

(4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関すること。

3 常任理事会は次の事項を議決する。

(1) 総会又は理事会で議決された事項の執行に関すること。

(2) 理事会に付議すべき事項

(3) 理事長が付議した事項

(招 集)

第21条 定期総会は、毎年1回会長が招集する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、または正会員の5分の1以上、もしくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき会長が招集する。

3 理事会は、必要あるときは会長が招集する。

4 会議の招集は会議の10日前までに会議に付すべき事項・日時及び場所を示した文書をもって通知しなければならない。

(議 長)

第22条 総会の議長は、出席会員の互選により選出する。

2 理事会の議長は、会長または副会長もしくは理事長がこれに当たる。

(定足数)

第23条 総会及びその他の会議は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 会議に出席できない者は、書面をもって表決し、または他の者を代理人を出席させることができ、代理人の発言や決議は構成員のそれと見做す。この場合、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議 決)

第24条 会議の議事は、出席者の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第25条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 開会の日時及び場所

(2) 会員・理事及び評議員の現在数

(3) 会議出席者の数

(4) 議決事項

(5) 議事の経緯・要領及び発言者の発言要旨

2 議事録には、議長及び出席者の中から、その会議において選出された議事録署名人2名以上が署名するものとする。

第6章 女性部会及び青年部会

第25条の2 本会に女性部会及び青年部会を置く

2 女性部会及び青年部会に、それぞれ部会長1名をおくほか、副部会長等必要な役員をおくことができる。

3 女性部会及び青年部会に関する必要な事項は、理事会の議決を得て別に定める。

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

第7章 事務局

(事務局)

第26条 本会に、事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局に関する規定は、理事会の承認を得て、会長が別に定める

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第27条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。

(1) 財産目録記載の財産

(2) 会費

(3) 事業に伴う収入

(4) 資産から生ずる収入

(5) 寄付金品

(6) その他の収入

(資産の管理)

第28条 本会の資産は会長が管理し、その方法は理事会において定める。

(経費の支弁)

第29条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(予算及び決算)

第30条 本会の歳入歳出予算は、会計年度毎に総会の議決を経て定める。

2 本会の収支決算は、年度終了後3ヶ月以内にその財産目録とともに監事の監査を経た後、総会の承認を得なければならない。

3 会計年度開始前に収支予算が成立しないときは、これが成立するまでの間、必要最小限の範囲において前年度の予算に準じて執行することができる。

4 前項の収入支出は、あらたに成立した予算の収入支出とみなす。

(特別会計)

第31条 特に必要があるときは、特別会計を設けることができる。

2 特別会計は、前条の予算及び決算に計上しなければならない。

(会計年度)

第32条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第33条 この規約は、総会において正会員の4分の3以上の同意を得なければ改正することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第34条 本会は、総会において正会員の4分の3以上の同意があったとき解散する。

2 解散のときに存する残余財産は、総会の議決を経て類似の目的をもつ他の公益法人またはこれに準じる団体に寄付する。

第10章 雑 則

(委 任)

この規則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める

附 則

- 1 この規約は、平成元年10月25日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は第12条の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は第14条第1項の規定にかかわらず平成2年3月31日までとする。
- 3 本会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第20条第1項、第2項第1号及び第3項第2号ならびに第30条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 本会の設立当初の会計年度は、第33条の規定にかかわらず、設立総会のあった日から平成2年3月31日までとする。

附則(平成13年6月15日)

- 1 第5章会議の次に、第6章女性部会及び青年部会を置き、第6章ないし第9章を、第7章ないし第10章に順次繰り下げる。
- 2 規約第25条の次に第6章第25条2を定める。
- 3 この改正規約は平成13年6月15日より施行する。

附則(平成22年6月14日)

- 1 第4章 名誉会長・顧問等の第17条第1項、及び第2項に「特別顧問」を定める。
- 2 この改正規約は平成22年6月14日より施行する。

附 則（令和3年6月10日）

- 1 第5条に第2項を定める。
- 2 第11条第1項(2)号「(地域の代表8名以内を含む)」を加える。
- 3 第11条第1項(4)号と(5)号を入れ替える。(4)の「60名以上」を削除し、(5)号に「(地域の代表8名以内を含む)」を加える。(7)号を削除する。
- 4 第11条に第2項を定める。
- 5 第12条及び第16条の表題の「役員の」を削除する。
- 6 第12条第1項～第3項を改める。第5項を削除する。
- 7 第13条第4項、5項及び7項を改める。第4項と第5項を入れ替え、第6項を削除し、第7項を繰り上げる。
- 8 第14条第2項を改め、第3項を削除する。
- 9 第15条第2項を削除する。
- 10 第16条第1項を改め、第2項を削除する。
- 11 第18条第1項の「評議員会」を削除する。
- 12 第19条第1項に「会長、副会長」を加え、第2項を削除し、第3項及び第4項をそれぞれ繰り上げる。
- 13 第20条第1項、第3項及び第4項を改める。第2項を削除し、第3項及び第4項をそれぞれ繰り上げる。
- 14 第21条第3項及び第22条第1項の「評議員会」を削除する。
- 15 第23条第2項を改める。
- 16 第25条1項(2)号の「評議員」を削除する。
- 17 第25条の2第3項を削除し、第4項を繰り上げる。
- 18 この改正規約は令和3年6月10日より施行する。

別表（第5条2項：正会員の地域区分）

協会名	地域
北海道自衛隊協力会連合会	北海道
青森県防衛協会	東北
自衛隊協力会岩手県連合会	
秋田県防衛協会	
宮城県防衛協会	
山形県防衛協会	
福島県自衛隊協力会連合会	東 部
新潟県自衛隊協力会	
栃木県防衛協会	
茨城県防衛協会	
群馬県防衛協会	
長野県防衛協会	
埼玉県防衛協会	
千葉県自衛隊協力会連合会	
東京都防衛協会	
神奈川県防衛協会	
山梨県自衛隊協力会連合会	
静岡県防衛協会	
富山県自衛協会	中 部
石川県防衛協会	
福井県防衛協会	
岐阜県防衛協会	
中部自衛隊協力会	
三重県防衛協会連合会	

協会名	地域
滋賀県防衛協会	近 畿
京都府防衛協会	
大阪防衛協会	
兵庫県防衛協会	
奈良県防衛協会	
和歌山県防衛協会	中 国
鳥取県防衛協会	
島根県防衛協会	
岡山県防衛協会	
広島県防衛協会	
山口県防衛協会	四 国
香川県防衛協会	
徳島県防衛協会	
愛媛県防衛協会	
高知県防衛協会	
福岡県自衛隊協力会連絡協議会	九州・沖縄
佐賀県防衛協会	
長崎県防衛協会	
大分県防衛協会	
熊本県防衛協会	
宮崎県防衛協会	
鹿児島県防衛協会	
沖縄県防衛協会	

● 過去の規約

| トップページ | 協会紹介 | 会報記事紹介 | 講師派遣 | 協会概要・協会の目的と事業等 | 【新設】各都道府県等協会コーナー | 各都府県協会HP等リンク | 女性部会 | 青年部会 | 防衛省・自衛隊等HPリンク | 防衛省・自衛隊イベント | 会報広告協賛企業等 | 入会のご案内等 | 防衛協会連合会ロゴマークの使用について | 全国防衛協会連合会事務局 | 個人情報保護方針 | サイトポリシー | サイトマップ |

▶ 個人情報保護方針 ▶ サイトポリシー ▶ サイトマップ

全国防衛協会連合会

〒162-0844 東京都新宿区市谷八幡町13番地 東京洋館会館9階 TEL: 03-5579-8348 FAX: 03-5579-8349 email: jim@ajda.jp

Copyright©全国防衛協会連合会 All Rights Reserved.



(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2025 年 3 月 31 日	整理番号	21
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	愛媛拉致議連・市町議会議員令和6年度会費		
金 額	1,200 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2024 年 8 月 30 日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領 収 書

金 1, 200 円也

但し、愛媛拉致議連・市町議会議員会費として
上記のとおり領収しました。

令和6年8月30日

松山市議会議員

松 本 久 美 子 様

北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を
究明する地方議員連絡会 (愛媛拉致議連)

会 長 三 宅 浩 正



北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する
地 方 議 員 連 絡 会 規 約

(目的)

第1条 本会は、北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相究明を求めるため、
拉致疑惑にある県人の救出を支援することを目的とする。

(名称及び事務局)

第2条 本会は、北朝鮮による愛媛県人拉致疑惑の真相を究明する地方議員
連絡会（略称：愛媛拉致議連）と称し、事務局を県議事堂内に置く。

(構成)

第3条 本会は、愛媛県議会議員及び県内市町議会議員等の有志をもって構
成する。

(活動)

第4条 本会の活動は次のとおりとする。

- (1) 総会及び役員会の開催
- (2) 拉致疑惑にある県人の救出を支援する活動への参加
- (3) 関係機関・組織との意見交換会及び学習会
- (4) 県内外の現地調査
- (5) 関係情報の収集
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(機関)

第5条 本会に次の機関を置く。

- (1) 総会及び臨時総会
- (2) 役員会

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	若干名
幹事	若干名
相談役・顧問	若干名
事務局長	1名
監事	2名

(役員を選任及び任期)

第7条 本会の役員は総会において選任し、その任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

(会議)

第8条 本会の総会及び役員会は、会長が招集し、必要に応じて開催する。

(経費)

第9条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

2 会費は、県議 月額 1,000 円とし、その他の会員は月額 100 円とする。

3 会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第10条 この規約にない事項は、役員会に諮って定めるものとする。

附 則

本規約は、平成15年3月7日から施行する。

附 則

本規約は、平成15年8月1日から施行する。

附 則

本規約は、平成18年3月6日から施行する。

附 則

本規約は、平成19年6月19日から施行する。

(様式5)

支 出 伝 票 (旅費)

債務確定日(※1) (最終確定日)	2024 年 8 月 21 日	整理番号	22
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
用 務	高松市行政視察(高松型地域共生社会構築事業について、高齢者居場所づくり事業について) 旅行日程 2024 年 8 月 20 日 (火) ~ 21 日 (水)		
上記活動に 要した金額 ・ 按 分 率	交 通 費	8,530 円	100 %
	宿 泊 費	13,050 円	100 %
	パ ッ ク 代 金	円	%
	そ の 他	2,000 円	100 %
	合 計	23,580 円	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	最終支払日(※2)	2024 年 11 月 5 日	
※スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			
交通費内訳 松山 - 高松西 3,730円) 8,530円 鳴門本線 - 松山 4,800円			

(注)科目別集計表には、政務活動に要した旅費の総額を記入してください。

※1 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。旅行日程のうち債務が最終確定した日(政務活動による旅行完了日)を記入してください。
債務が最終確定した日(最終の利用日)を記入してください。

領 収 証

2024年09月09日

松本 久美子 様

金額

¥ 13,050 ※

お支払い方法(振込)

但し 宿泊代として

上記の金額正に領収いたしました。

Ref.No. 0000001142 予約No. 10966

御注意

1. 手書きのもの並びに金額を訂正したものは無効とします。
2. 社用印、担当者印なきものは無効とします。

観光庁長官登録旅行業第613号



株式会社 日本交通

代表取締役 光

〒790-0878 松山市勝山町1丁目
TEL089-946-3911 FAX089-933-1616
適格事業者番号 T4500001003055

担当者印



領 収 書

No 003394

松本 久美子

様

金額

¥ 1200

※金額を訂正したものは無効です

但し ☐ 宿泊代 ☒ 駐車場代 ☐ 朝食代 ☐ 延長代 ☐ クリーニング代
☐ その他 として

上記の金額正に領収致しました

2024年 8月20日 ☒ 現金(¥1200-) ☐ クレジット(¥) ☐ ポイント(¥)

収入印紙

内訳 10%対象 ¥ 1200-
軽減8%対象 ¥

(登録番号: T9010501013251)

大和ハウスリアルティマネジメント株式会社
ダイワロイネットホテル高松
〒760-0029 香川県高松市丸の内1丁目1番地2号
Tel 087-811-7855 Fax 087-811-7856

発行者

高松市立中央駐車場
TEL 087-862-2285

領 収 証

精算機 #06 A 精算No.000098
 発券機 #01 発券No.073460
 入庫時刻 2024年 8月20日(火) 13:40
 精算時刻 2024年 8月20日(火) 16:46
 駐車時間 3:06
 駐車料金 A料金 800円

合 計 800円
 (内税10%対象額 800円)
 現金領収額 800円
 お預り 1,000円
 お釣り 200円

ポイント
 今回加算ポイント数 P
 残ポイント数 P

高松市駐車場事業特別会計
 登録番号 T1800020001631
 またのご利用をお待ちしております。



株式会社 日本交通社

代表取締役 光田 雅之

〒790-0878 松山市勝山町1丁目4番地

TEL089-946-3911 FAX089-933-1616

適格事業者番号 T4500001003055

松本 久美子 様

請求書

毎度、当社をご利用頂き、誠にありがとうございます。
下記の通りご請求させていただきますので、宜しくお願い致します。

ご請求内容				ご請求金額
☐ 出発日	2024年08月20日(火)	2日間	(J00011)	
☐ ツアー名	自民党松山支部連合会 様/高松			
☐ 予約No.	10966			
☐ 明細	松本 久美子 様			
マツモト クミコ 様				
宿泊券				
ダイロイネットホテル高松	(	¥12,500 X	1)	¥12,500
国内取扱手数料	(	¥550 X	1)	¥550
		【税込金額合計】	【内消費税額合計】	
		¥13,050	¥1,186	
消費税10%対象	¥13,050	(内消費税)	¥1,186	

お支払は下記口座へ

月 日 までにお振込みお願い致します。

☐ 振込先: XXXXXXXXXX 普通: XXXXXXXXXX
口座名: 株式会社日本交通社

ご請求金額 ¥13,050

ご入金金額 ¥0

今回ご請求額 ¥13,050

担当者 XXXXXXXXXX

●ご利用内容のお問い合わせについて、ご利用先へお問い合わせをお願いします

なお、インターネット（パソコンまたはスマートフォン）で”レクサス 不明な請求”を検索
いただきますと、当社サイトによくお問い合わせをいただく「ご利用店名とご連絡先」が掲載されてます
またインターネットでご利用店名を検索していただきますと、ご利用先やご連絡先がわかる場合がございます

●レクサスカード宿泊ポイントご利用サービス

LEXUS LUXURY HOTEL COLLECTIONをご利用いただく際に、ポイントが使えます。

ご利用日の10日前までに下記までお電話下さい。各施設へ直接ご予約の場合、ポイントはご利用頂けません。

トヨタファイナンス トラベルデスク 0800-700-8160 9時～17時 日祝・年末年始除く

[ご利用明細] ご利用1,000円毎に☆は10p付与、◇は5p付与、★は15p付与。Pは2,000円毎に5p付与となります。

2 / 3 ページ

ご利用年月日	ご利用店名	利用外	利用内	ご利用金額(円)	お支払方法	領収	今回ご請求金額(円)	現地通貨額	通貨略称	換算レート(円)
24 820	ETC通行料金/N西日本			芝田 久美子 様 3730	1 回払	1	3730	ETC	松山	高松西 普通車

24 821	ETC通行料金/N西日本			4800	1 回払	1	4800	ETC	鳴門本線	松山 普通車
--------	--------------	--	--	------	------	---	------	-----	------	--------

次ページへ続く

※ボーナス1回・2回払いをご利用された場合は、会員規約
（「1・2回払およびボーナスによる支払」に関する条項）にて、
ご利用年月日に基づき、お支払月をご確認ください。

※ポイント：今回ポイント獲得対象のご利用に☆等を表示
※サービス：◇等はレクサスカード割引サービスの対象を表示（下記、サービスご利用状況欄をご覧ください）
※お支払方法：お支払方法またはお支払回数を表示（ボー1＝ボーナス1回払い・ボー2＝ボーナス2回払い）
※今回回数：今回のお支払いが何回目かを表示
※摘要：ボーナス払いのお支払い月など一部のご利用についての説明
（海外でのご利用には現地通貨額・通貨略称・換算レート）を表示
※○は支払方法を変更できます。ただし一部ご要望にお応えできない場合がございます。

Visaワールドワイドが決済センターでご利用データ処理時に指定した市場レートを使用します。
必ずしもご利用日当日の換算レートではございません。なお、ショッピングご利用分は適用された
レートに事務処理などの費用として、当社規定の2.20%（税込み）を加算させていただきます。

海外ご利用時の通貨略称ご説明

1. USD…米・ドル	7. THB…タイ・バーツ	13. MYR…マレーシア・リンギット
2. HKD…香港・ドル	8. CAD…カナダ・ドル	14. INR…インド・ルピー
3. GBP…英・ポンド	9. TWD…台湾・ドル	15. IDR…インドネシア・ルピア
4. SGD…シンガポール・ドル	10. NZD…ニュージーランド・ドル	16. TRY…トルコ・リラ
5. KRW…韓国・ウォン	11. CNY…中国・元	17. EUR…ユーロ
6. AUD…オーストラリア・ドル	12. CHF…スイス・フラン	

サービスご利用状況（レクサスカードの割引サービスのご利用状況を表示しております。）

明細番号	サービス名	現在ご利用状況/ご利用可能枠	割引	サービスのご説明
1	ガソリン割引5%	21.00L / 2,400.00L	5.00%	左記ご利用限度を上限に割引いたします。

ご利用感謝サービス 適用予定ステージ

（毎年1月～12月までの年間ショッピングご請求金額（お引落し金額）の合計により適用ステージを決定し、その翌年4月～翌々年3月までのお引落し期間に適用いたします。）

2024年1月から2024年12月までのご請求金額累計	2025年度適用予定ステージ	次のステージ達成までに必要なご利用金額
円	ステージ3	円

サービス内容、除外条件等については以下の各種お問い合わせ先にてご確認ください。

●各種お問い合わせ先

●レクサスファイナンスデスク TEL 0800-300-3355 9:00～18:00 年中無休（年末年始を除く）

●ホームページアドレス

<https://lexus-fs.jp>

●紛失・盗難デスク

TEL 0800-300-3399

24時間・年中無休

（カードの紛失・盗難の際のご連絡）

ご利用年月日	ご利用店名	利用手段	ご利用金額(円)	お支払方法	今回ご請求金額(円)	現地通貨額	通貨略称	換算レート(円)
--------	-------	------	----------	-------	------------	-------	------	----------

芝田 久美子 様

** 今回ご利用金額合計 **

162835

＊ ＊ ご請求金額合計 ＊ ＊

162835

ト記に含まれる課税取引の明細



7

普通預金
(兼お借入明細)

年 月 日	摘 要	お 払 戻 し 金 額	お 預 かり 金 額
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14	20241105*	¥ *162,835	TF)レクサス
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			

(様式7)

県 外 活 動

報 告 書

調査研究視察

議員名 芝田久美子



整理番号	22
日 程	2024 年 8 月 20 日 (火) ～ 2024 年 8 月 21 日 (水)
目 的	高松市行政視察(高松型地域共生社会構築事業、高齢者居場所づくり事業) 高松市議会議場視察
訪問先	高松市議会
概 要 所 見	○高松型地域共生社会構築事業について 本事業の概要、経緯、効果、課題について、事業の周知方法について、まるごと相談員の配置について、どのような困りごと(相談)が寄せられるのか、又、相談への対応状況について。 ○高齢者居場所づくり事業について 本事業の概要、経緯、効果、課題について、運営における工夫について、地域のボランティア活動や世代間交流などの具体的な取り組みについて、居場所の利用状況について、運営団体と行政のかかわりについて。 所見

高松市様 行政視察事前質問事項（松山市）

○高松型地域共生社会構築事業について

- ・ 本事業の概要、経緯、効果、課題について
- ・ 事業の周知方法や認知状況、実績等について
- ・ まるごと相談員の配置について
- ・ どのような困りごと（相談）が寄せられるのか。

また、相談への対応状況について

○高齢者居場所づくり事業について

- ・ 本事業の概要、経緯、効果、課題について
- ・ 運営における工夫について
- ・ 地域のボランティア活動や世代間交流などの具体的な取

組について

- ・ 居場所の利用状況について
- ・ 運営団体と行政の関わりについて

6 松（議総）第146号
令和6年8月15日

高松市議会議長 大見 昌弘 様

松山市議会議長 原 俊司



行政視察について（依頼）

謹啓 時下ますます御清様のこととお喜び申し上げます。

さて、この度、当市議会議員の行政視察の依頼に際しまして、ご快諾いただき誠にありがとうございます。

つきましては、下記のとおり視察を実施させていただきたく、御多忙の折、誠に恐縮に存じますが、よろしく御指導賜りますようお願い申し上げます。

護白

信

1. 視察日時 令和6年8月20日（火） 15時～
2. 視察項目 高松型地域共生社会構築事業について
高齢者居場所づくり事業について
3. 視察人員 9人（自由民主党議員団）
※別紙 参加者名簿のとおり

【担当】

松山市議会事務局 議事調査課 合田

TEL : 089-948-6652 FAX : 089-921-1110

e-mail : [REDACTED]@city.matsuyama.ehime.jp

(様式 3)

支出伝票

債務確定日(※)	2025 年 3 月 31 日		整理番号	7
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	令和6年度特定非営利活動法人愛媛県就労支援事業者機構 年会費			
金 額	1,000	円	按分率	100 %
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	2024 年 8 月 14 日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日

領 収 書

令和 6 年 8 月 14 日

松本 久美子 様

年会費 (1 口 1,000 円)

但し、令和6年度特定非営利活動法人愛媛県就労支援事業者機構会費
として

上記正に領収しました。

令和6年度の会費をいただき、誠にありがとうございます。
今後とも何卒よろしくお願い申し上げます。

〒791-8067

愛媛県松山市古三津六丁目6-42

特定非営利活動法人愛媛県就労支援事業者機構

会 長 大塚 岩男

TEL 089-995-8491

特定非営利活動法人愛媛県就労支援事業者機構定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人愛媛県就労支援事業者機構（以下「本機構」という。）という。

(事務所及び事業地域)

第2条 本機構は、事務所を愛媛県松山市に置く。

2 本機構は、原則として、愛媛県をその事業を行う地域（以下「事業地域」という。）とする。

(目的)

第3条 本機構は、犯罪者や非行少年（更生保護事業法第2条第2項各号に掲げる者及びこれに準ずる者をいう。以下「犯罪者等」という。）が善良な社会の一員として更生するためには、就職の機会を得て経済的に自立することが重要であることにかんがみ、事業者の立場から犯罪者等の就労を支援し、犯罪者等が再び犯罪や非行に陥ることを防止することにより、犯罪者等の円滑な社会復帰と安全な地域社会の実現を図り、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本機構は、前条の目的を達成するため、事業地域において、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 地域安全活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 本機構は、第3条の目的を達成するため、事業地域において、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 犯罪者等の雇用に協力する意思を有する事業者（以下「雇用協力事業者」という。）の増加を図る事業
- (2) 犯罪者等の就労に関する保護司、更生保護施設等からの要請を把握し、それをハローワークに伝達する事業
- (3) 雇用協力事業者が犯罪者等の就労の受入れを要請するなどして犯罪者等の求人の情報を把握し、それをハローワークに伝達する事業
- (4) 雇用協力事業者が犯罪者等を雇用した場合におけるその給与支払いの助成事業
- (5) 雇用協力事業者が犯罪者等を雇用する場合における身元保証制度の広報及び斡旋事業
- (6) 犯罪者等が参加する事業所での職場体験講習、就労セミナー及び見学会等の実施事業
- (7) 犯罪者等の就労支援活動に従事する者に対する研修、指導及び顕彰事業
- (8) 犯罪予防を図るための世論の啓発及び広報事業
- (9) その他第3条の目的を達するために必要と認める事業

第2章 会 員

(会員)

第6条 本機構の会員は、本機構の目的に賛同して入会した事業者団体、事業者、地方就労支援事業者組織、個人、事業者以外の法人又は団体並びに本機構の役員とし、会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(会員の種別等)

第7条 会員は、一種会員、二種会員、三種会員、四種会員及び本機構の役員とする。

- 2 一種会員は本機構の目的に賛同して入会した事業者の団体とする。一種会員は犯罪者等の就労の支援が治安の面から重要であることを傘下の事業者に周知させるなど本機構の事業の推進に協力する。
- 3 二種会員は本機構の目的に賛同して入会した事業者とする。二種会員は、理事会で定める会費を事業年度毎に年会費として支払うなど本機構の事業の推進に協力する。
- 4 三種会員は本機構の目的に賛同して入会した雇用協力事業者とする。三種会員は、できる限り犯罪者等に就労の機会を与えるほか、理事会で定める会費を事業年度毎に年会費として支払うなど本機構の事業の推進に協力する。
- 5 四種会員は本機構の目的に賛同して入会した事業者以外の個人、法人又は団体とする。四種会員は、理事会で定める会費を事業年度毎に年会費として支払うなど本機構の事業の推進に協力する。
- 6 会員は、毎年度、本機構の事業成績、決算その他重要事項の報告を受ける。

(入会)

第8条 会員として入会しようとする者は、理事会で定める手続きにより会員となる。

- 2 入会の申し込みがあったときには、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(会員名簿)

第9条 本機構は、毎年度、会員の名簿を作成し、会員に配布する。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が、次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第11条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が、次の各号の一に該当するときは、総会における出席会員総数の3分の2以上の多数による議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) 本機構の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出金等の精算)

第13条 既に納入した会費その他の拠出金は、会員資格を喪失した理由の如何を問わず、返還しない。

第3章 役員

(役員の種別及び定数)

第14条 本機構に次の役員を置く。

- (1) 理事 8人以上15人以内
- (2) 監事 1人以上3人以内
- 2 理事のうちから、会長1人、副会長1人、常務理事1人を置く。

(役員の選任等)

第15条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 会長、副会長及び常務理事は、理事の中から、総会において選任する。ただし、それらの選任が補充の人事を行うなど急を要するときは、理事の互選によることができ、その場合は、次の総会に報告しなければならない。
- 3 役員の内には、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、本機構の理事又は職員を兼ねてはならない。

(会長、副会長、常務理事及び理事の職務)

第16条 会長は、本機構を代表し、その業務を総理する。会長以外の理事は、本機構の業務について、本機構を代表しない。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、本機構の常務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、本機構の業務を執行する。

(監事の職務)

第17条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) 本機構の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、本機構の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又は本機構の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(役員の任期等)

第18条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第19条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第20条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会における出席会員総数の3分の2以上の多数による議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

2 前項の規定により、役員を解任しようとするときは、議決の前にその役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第21条 役員は常務理事を除いて無報酬とする。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項の役員報酬及び費用に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 名誉会長及び顧問

(名誉会長及び顧問)

第22条 本機構に名誉会長及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長及び顧問は、総会において選任する。

3 名誉会長及び顧問は、本機構の運営に関する重要な事項について、会長の諮問に答える。

4 名誉会長及び顧問は、毎年度、事業計画、活動予算、事業成績、活動決算その他重要事項の報告を受ける。

第5章 事務局

(事務局の設置)

第23条 本機構に、その事務を処理するために、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

3 事務局長及び職員の任免は、会長が行う。

(組織及び運営)

第24条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第6章 会議

(種別)

第25条 本機構の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第26条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第27条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 事業報告及び活動決算

(2) 役員の選任及び解任、職務並びに報酬

- (3) 名誉会長及び顧問の選任
- (4) 定款の変更
- (5) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (6) 会員の除名
- (7) 解散及び合併
- (8) その他運営に関する重要事項

（総会の開催）

第28条 通常総会は、毎年1回、毎事業年度終了後2か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して総会の招集の請求があったとき。
- (3) 第17条第4号の規定により、監事が招集したとき。

（総会の招集）

第29条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号に規定する請求があったときは、当該請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、開催日の14日前までに会議の日時、場所及び会議の目的たる事項を記載した書面により、全会員に通知しなければならない。

（総会の議長）

第30条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

（総会の定足数）

第31条 総会は、会員総数の過半数の会員が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

（総会の議決）

第32条 総会における議決事項は、第29条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、出席した会員の過半数の賛成により、新たな事項を議題とすることができる。

2 総会の議事は、この定款に別に定める場合を除き、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会における議決権等）

第33条 各会員の議決権は平等とする。

2 総会に出席できない会員は、代理の者に出席及び表決を委任し、又はあらかじめ通知された事項について書面により表決することができる。

3 前項の規定により委任し、又は書面により表決した会員は、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第34条 総会を開催したときは、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 招集の年月日

- (2) 開会の日時及び場所
 - (3) 会員総数及び出席者数(表決委任者又は書面表決者がある場合は、その数を付記する。)
 - (4) 目的たる事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2名が署名し、又は記名押印しなければならない。

(理事会の構成)

第35条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第36条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の招集)

第37条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、理事総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して理事会の招集の請求があったときは、当該請求のあった日から14日以内にこれを招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、理事に対し、開催日の7日前までに、会議の日時、場所及び目的たる事項を記載した書面により、通知しなければならない。

(理事会の議長)

第38条 理事会の議長は、会長とする。

- 2 会長は、自ら理事会に出席できないときその他の場合に、あらかじめ副会長に理事会の議長として、議事の運営を委任することができる。

(理事会の定足数)

第39条 理事会は、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

(理事会の議決)

第40条 理事会における議決事項は、第37条第3項の規定によりあらかじめ通知した事項とする。ただし、出席した理事の過半数の賛成により、新たな事項を議題とすることができる。

- 2 理事会の議事は、この定款に別に定める場合を除き、理事会に出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における議決権等)

第41条 各理事の議決権は平等とする。

- 2 理事会に出席できない理事は、代理の者に出席及び表決を委任し、又はあらかじめ通知された事項について書面により表決することができる。
- 3 前項の規定により委任し、又は書面により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(理事会に代える書面付議)

第42条 簡易な事項又は急速を要する事項については、理事全員に書面を送付して賛否を求め、理事会に代えることができる。

(理事会の議事録)

第43条 理事会を開催したとき又は前条の規定により書面を送付して賛否を求めたときは、次の各号(前条の規定により書面を送付して賛否を求めたときは、第2号に代えて、書面の回答を期限とした日時とする。)に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 招集又は書面による付議の年月日

(2) 開会の日時及び場所

(3) 理事総数及び出席者数(表決委任者又は書面表決者がある場合は、その数を付記する。)

(4) 目的たる事項

(5) 議事の経過の概要及び議決の結果

(6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び理事会において選任された議事録署名人2名が署名し、又は記名押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成及び区分)

第44条 本機構の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された財産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

2 本機構の資産は特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第45条 本機構の資産は、理事会の議決を経て、会長が定める方法により、会長が管理する。

(会計の原則及び区分)

第46条 本機構の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

2 本機構の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第47条 本機構の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び活動予算)

第48条 本機構の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度開始前に会長が作成し、理事会の議決を経なければならない。事業年度の途中におけるその重要な変更も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費)

- 第49条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び活動決算)

- 第50条 本機構の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、毎会計年度終了後2か月以内に、会長が作成し、監事の監査を経て、総会の議決を経なければならない。
2 決算上繰越金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更及び本機構の解散

(定款の変更)

- 第51条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

- 第52条 本機構は、次に掲げる事由により解散する。
(1) 総会の決議
(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
(3) 会員の欠亡
(4) 合併
(5) 破産手続開始の決定
(6) 所轄庁による設立の認証の取消
2 前項第1号の事由により本機構が解散するときは、会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

- 第53条 本機構が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、更生保護法人愛媛県保護観察協会に帰属するものとする。

(合併)

- 第54条 本機構が合併しようとするときは、総会において会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

- 第55条 本機構の公告は、本機構の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

(施行細則)

- 第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、本機構の成立の日から施行する。
- 2 本機構の設立当初の役員は、次のとおりとする。

会 長	麻 生 俊 介
副 会 長	一 色 誠
常 務 理 事	永 木 淳
理 事	門 田 誓
理 事	一 色 哲 昭
理 事	佐 伯 要 三
理 事	白 石 省 三
理 事	關 啓 三 男
理 事	野 本 武 正
理 事	山 本 泰 良
理 監	銀 岡 幸 宏
事	山 崎

- 3 本機構の設立当初の役員の任期は、第18条第1項の規定にかかわらず、本機構の成立の日から平成23年6月30日までとする。
- 4 本機構の設立当初の事業年度は、第47条の規定にかかわらず、本機構成立の日から平成22年3月31日までとする。
- 5 本機構の設立当初の事業計画及び活動予算は、第48条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 本機構の設立当初の会費は、第7条第3項、第4項及び第5項の規定にかかわらず、次のとおりとする。
 - 二種会員 1口10,000円（1口以上10口以内）
 - 三種会員 1口1,000円（1口以上100口以内）
 - 四種会員 個人、法人又は団体ともに、1口1,000円（1口以上）
- 7 この定款の変更は、平成28年8月24日から施行する。
この定款の変更は、平成30年5月14日から施行する。

(様式5)

支 出 伝 票 (旅費)

債務確定日(※1) (最終確定日)	2025 年 1 月 21 日	整理番号	25
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費 広聴費
用 務	島根県松江市行政視察 旅行日程 2025 年 1 月 20 日 (月) ~ 2025 年 1 月 21 日 (火)		
上記活動に 要した金額 ・ 按 分 率	交 通 費	8,930 円	100 %
	宿 泊 費	12,900 円	100 %
	パック代金	円	%
	そ の 他	円	%
	合 計	21,830 円	100 %
特 記 事 項	会派視察につき交通費は 8 人で按分(原本は岡議員の支出伝票に貼付)		
領収書その他証拠書類の添付欄	最終支払日(※2)	2025 年	2 月 4 日
※スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

交通費内訳

レンタカー代 4,000 円

ガソリン代 16,611 円

高速代 14,830 円

計 71,441 円

71,441 円 ÷ 8 人

= 8,930.125 円

(注)科
※1 債
債務
債務カ

の総額を記入してください。
の根拠となる日付です。旅行日程のうち
完了日)を記入してください。
してください。

(様式7)

県 外 活 動

報 告 書

調査研究視察

議員名 芝田久美子



整理番号	25
日 程	2025 年 1 月 20 日 (月) ～ 2025 年 1 月 21 日 (火)
目 的	市庁舎整備及び観光戦略プランの先進事例の行政視察
訪問先	松江市役所
概 要 所 見	○松江市新庁舎整備について 現在ある庁舎を使用しながら工期を二期に分けて現地に庁舎の立替をしている ○松江観光戦略プランについて 課題は国内外の知名度が低い、交通インフラの整備 松江城は国宝、松江松平そば、水辺の有効利用や官民連携の水上交通モニターツアー、宿泊税条例化し徴収予定 ○インバウンド国際観光 目標 15 万人の宿泊、コンセプトは「本物の日本」 アクセスに課題があり高速バス外国人割引の実施 広域連携、地域連携によりけん引、外国人のモニターツアーの実施 本市の庁舎も現地で立替予定の為、工期を分けることの課題、工事騒音・振動対応等の対応について参考になった。観光戦略については本市でも積極的にモニターツアーを取り入れて利用者側の意見を把握することも必要である。



領 収 証

NO. 028618

2025 年 3 月 13 日

岡 根 也

様

領 収 金 額

¥40000

但し、代 (2025年4月振込)

上記金額正に領収いたしました。

収入印紙

5万円未満：不要
100万円以下：200円
200万円以下：400円
300万円以下：600円
500万円以下：1,000円
1,000万円以下：2,000円

平素は格別のお引立てを賜り
誠にありがとうございます。※この領収証は複写でないもの、金額を訂正したもの、
担当印のないものは無効です。

入 金 内 訳	金 額
現 金	
振 込	¥40000
クレジットカード	
小 切 手	

※自動車保険料について、保険会社所定の領収証が
お客さまのお手許に届いた際には、この領収証は無効となります。

ネット33愛媛松山支店

〒790-0054

松山市空港通二丁目6-33

代表電話 089-973-3665

担当印



ENEOS

JA SS

領収書

納品書(領収書)

2025年01月21日 13:00

売上

上

様 M

6-830079-00015-001

現金フリー

車両番号

実車番

レギュラー

P07

数量 44.41L

単価 193円

¥8,571

合計

¥8,571

(消費税10%対象)

¥8,571

内消費税等

¥779

現金でお買上げの場合は領収書にかえて頂きます。

株式会社ウミライ

DDサンライズ松山SS

愛媛県 松江市末次町1

TEL:0852-23-0227

SS-830079

登録番号: T6270001003853

シートNo 4427-01 データNo3963-3965

2025/01/21

売上

JA全農

JASS-PORT松山東

愛媛県松山市北久米町755-1

TEL:089-970-5755 SS:7200201001

登録番号: T8010005002090

2025/01/22(水)09:03

上

72-002-010-000000001-000-00

現金フリー

区分 10

No.1791

レギュラーガソリン

45.68L/リ @176.0

合計 ¥8,040

(内10%消費税等

¥731

10%税込金額

¥8,040

お預り

¥10,000

お釣り

¥1,960

係員:0001

シートNo.6136 01

ご利用ありがとうございます。 利用証明書 NEXCO 西日本 NEXCO西日本お客様センター 0120-924-863 登録番号：T3120001112341 料金所(自) 松山 料金所(至) 今治湯ノ浦 25年 1月20日10時14分 通行料金 ¥1,490- (ETC/クレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A48501-205608-131239 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。 確	ご利用ありがとうございます。 利用証明書 NEXCO 西日本 NEXCO西日本お客様センター 0120-924-863 登録番号：T3140001024527 料金所(自) 今治 料金所(至) 向島本線 25年 1月20日11時24分 通行料金 ¥2,950- (ETC/クレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A48501-205608-132831 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。 確	ご利用ありがとうございます。 利用証明書 NEXCO 西日本 NEXCO西日本お客様センター 0120-924-863 登録番号：T3120001112341 料金所(自) 福山西 料金所(至) 尾道本線 25年 1月20日11時38分 通行料金 ¥310- (ETC/クレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A48501-205608-133334 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。 確	ご利用ありがとうございます。 利用証明書 NEXCO 西日本 NEXCO西日本お客様センター 0120-924-863 登録番号：T3120001112341 料金所(自) 三刀屋木次 料金所(至) 斐川本線 25年 1月20日13時38分 通行料金 ¥940- (ETC/クレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A48501-205608-133938 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。 確	ご利用ありがとうございます。 利用証明書 NEXCO 西日本 NEXCO西日本お客様センター 0120-924-863 登録番号：T3120001112341 料金所(自) 東出雲 料金所(至) 米子西 25年 1月21日13時25分 通行料金 ¥680- (ETC/クレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A48501-215608-134539 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。 確
ご利用ありがとうございます。 利用証明書 NEXCO 西日本 NEXCO西日本お客様センター 0120-924-863 登録番号：T3140001024527 料金所(自) 早島本線 料金所(至) 坂出本線 25年 1月21日15時51分 通行料金 ¥2,310- (ETC/クレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A48501-215608-135239 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。 確	ご利用ありがとうございます。 利用証明書 NEXCO 西日本 NEXCO西日本お客様センター 0120-924-863 登録番号：T3140001024527 料金所(自) 米子 料金所(至) 松山 25年 1月21日17時13分 通行料金 ¥6,150- (ETC/クレジット) 車種 1 ※通行料金の消費税率は10%です。 取扱番号 A48501-215608-135833 ※本利用証明書はETC利用照会サービスで印字されたものです。 確			

お勘定書
STATEMENT

お名前 松本 久美子

様

松江エクセルホテル東急
MATSUE EXCEL HOTEL TOKYU
〒690-0003 島根県松江市朝日町590
TEL: 0852-27-0109 FAX: 0852-25-1327
登録番号: T3011001150664お部屋番号 522 ご人数 1
ご到着 2025/01/20 ご出発 2025/01/21

Page. 1

日付	部屋番号	ご明細	料金	お支払等	備考
01/20	522	◇ ご宿泊代	12,900		

◇ この請求書を仕入税額控除の確証としてご利用いただけます。
■ 消費税課税対象外ご利用金額
12,900

0

お支払金額
12,900ありがとうございました。またのご利用を心よりお待ちしております。
尚、伝票等につきましては、すでにお渡し済でございますので、再発行は致しかねます。ご請求金額
0

10%対象

12,900(消費税

1,172)

発行番号 012020218828 J 1 3 20 P 9 30
25/01/20 17:20 116

ご署名

領 収 書

日付 2025年01月20日 012020218828

お名前 松本 久美子 様

金額 ¥12,900-

但し ご宿泊代として

上記金額正に領収致しました。

松江エクセルホテル東急 〒690-0003 島根県松江市朝日町590 TEL0852-27-0109



担当者

芝田 久美子 様へのお知らせ

安全なインターネットショッピングのため本人認証サービスをご利用ください

本人認証サービス（3Dセキュア）はインターネットショッピングでクレジットカード払いをする際、弊社からSMSでお届けするワンタイムパスワードを入力し本人認証を行います。詳細はレクサスファイナンシャルサービスWEBサイトから「インターネットショッピングの本人認証サービス」と検索ください。

・ENEOSでの給油割引特典に関する適用条件改定のご案内

ENEOSサービスステーションで、給油代金をレクサスカードでお支払いいただく場合に適用の給油割引特典に関して、給油代金を「ポイント併用払い」※した場合2025年4月1日ご利用分より割引対象外になります

※「ポイント併用払い」とは、クレジットカード決済時に他社ポイントを併用して利用することです

【ご利用明細】 ご利用1,000円毎に☆は10p付与、◇は5p付与、★は15p付与、Pは2,000円毎に5p付与となります。

2 / 3 ページ

ご利用年月日

ご利用店名

ポイント

ご利用金額(円)

お支払方法

領収 今回ご請求金額(円)

摘要

芝田 久美子 様

25 120 松江エクセルホテル東急

12900 1 12900

次ページへ続く

※ボーナス1回・2回払いをご利用された場合は、会員規約（「1・2回払およびボーナスによる支払」に関する条項）にて、ご利用年月日に基づき、お支払月をご確認ください。

※ポイント：今回ポイント獲得対象のご利用に☆等を表示
 ※サービス：◇等はレクサスカード割引サービスの対象を表示（下記、サービスご利用状況欄をご覧ください。）
 ※お支払方法：お支払方法またはお支払回数を表示（ボ-1=ボーナス1回払い、ボ-2=ボーナス2回払い）
 ※今回回数：今回のお支払いが何回目をか表示
 ※摘要：ボーナス払いのお支払い月など一部のご利用についてのご説明
 （海外でのご利用には現地通貨額・通貨略称・換算レート）を表示
 ※◎は支払方法を変更できます。ただし一部ご要望にお応えできない場合がございます。

サービスご利用状況（レクサスカードの割引サービスのご利用状況を表示しております。）

明細欄印	サービス名	現在ご利用状況／ご利用可能枠	割引	サービスのご説明
1	ガソリン割引5%	21.00L / 2,400.00L	5.00%	来月ご請求分からも割引率に変更はありません。

ご利用感謝サービス 適用予定ステージ

（毎年1月～12月までの年間ショッピングご請求金額（お引落し金額）の合計により適用ステージを決定し、その翌年4月～翌々年3月までのお引落し期間に適用いたします。）

2025年1月から2025年12月までのご請求金額累計	2026年度適用予定ステージ	次のステージ達成までに必要なご利用金額
円	ステージ1	円

サービス内容、除外条件等については以下の各種お問い合わせ先にてご確認ください。

各種お問い合わせ先

●レクサスファイナンスデスク TEL 0800-300-3355 9:00～18:00 年中無休（年末年始を除く）

●ホームページアドレス

<https://lexus-fs.jp>

●紛失・盗難デスク

TEL 0800-300-3399

24時間・年中無休

（カードの紛失・盗難の際のご連絡）

[ご利用明細] ご利用1,000円毎に☆は10p付与、◇は5p付与、★は15p付与。Pは2,000円毎に5p付与となります。

ご利用年月日	ご利用店名	利用手段	ご利用金額(円)	お支払方法	種別	今回ご請求金額(円)	摘要
--------	-------	------	----------	-------	----	------------	----

芝田 久美子 様

** 今回ご利用金額合計 **

170272

** ご請求金額合計 **

170272



1

普通預金
(兼お借入明細)

年月日	摘要	お払戻し金額	お預かり金額
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19	20250303*	*170,272	TFレボリス
20			
21			
22			
23			
24			

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2024 年 5 月 5 日		整理番号	4
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	令和6年 愛媛万葉祭会費			
金 額	3,000	円	按分率	100 %
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	2024 年 5 月 5 日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領 収 証 ^{No.}

松本 久美子 様

¥3,000-

但し、愛媛万葉祭会費

入金日 令和 6 年 5 月 5 日

上記 正に領収致しました

愛媛万葉苑保存会

会長 大西 康司

愛媛万葉苑

昭和二八（一九五三）年、八木繁一先生が中心となり、この護国神社境内に、英霊を慰めるために「郷土植物園」として造られたのがはじまりである。

その後、竹葉秀雄先生の提案により、園内に万葉集の傑作「熟田津の歌」の碑が建立され、それを契機として、一帯に万葉人の詠んだ植物を蒐集栽培し、昭和四三（一九六八）年に『愛媛万葉苑』として開園した。

「万葉集」四五・六首の歌のうち約一五〇〇首に約一五〇種の植物が詠まれている。本苑にはムラサキ、フエアオイ等の希少植物や、食用のアワ、薬用のキキョウ、和紙衣料の原料のカジノキ、ミツバタのような日常的に有用な植物など百余種が植えられている。

苑内を散策しながら、和歌と植物を鑑賞することで、古人が植物に寄せた関心の深さ、観察眼の確かさ、大宮人の心のゆかしさなど、各季節の味わいの中で、豊かな時間を過ごすことができる。

愛媛万葉苑保存会

令和6年度 科目別集計表

科 目 名				
研修費				
日 付	内 容	支出金額	備 考	整理番号
9/30	松山市議会観光振興議員連盟令和6年度会費	3,000 円	上期	5
3/31	松山市議会観光振興議員連盟令和6年度会費	3,000 円	下期	6
3/31	愛媛平成市議の会令和6年度年会費	3,000 円		8
11/19	愛媛平成市議の会第50回研修会費	3,000 円		9
7/3	愛媛平成市議の会令和6年度総会・第49回研修会	12,120 円		26
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		24,120 円		

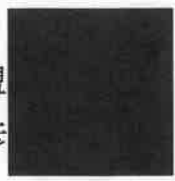
※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2024 年 9 月 30 日	整理番号	5 
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	令和6年度松山市議会観光振興議員連盟会費(2024年4月～9月)		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項	上半期分		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2024 年 5 月 17 日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 書	
令和 6 年 5 月 17 日	
松本 久美子 様	
下記の金額を領収いたしました。	
金額 3,000 円 也	
但し、令和6年度松山市議会観光振興議員連盟会費上半期分として	
松山市議会観光振興議員連盟	
会 長 渡部 克彦	

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成 20 年 4 月 7 日

改正 平成 30 年 6 月 27 日

(名 称)

第 1 条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力
(平 3 0 本号中改正)
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第 4 条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第 5 条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 1 名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2 名

(役員を選任)

第 6 条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

(役員任期)

第 7 条 役員任期は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(役員職務)

第8条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 前年度の事業報告及び決算

(2) 毎年度の事業計画及び予算

(3) 規約の改正

(4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項

(5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付則

この規約は、議決の日から施行する。

付則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2025 年 3 月 31 日	整理番号	6 
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費 広聴費
使 途 及 び 内 容 等	令和6年度松山市議会観光振興議員連盟会費(2024年10月～2025年3月)		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項	下半期分		
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2024 年 11 月 29 日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領 収 書

令和 6 年 11 月 29 日

松本 久美子 様

下記の金額を領収いたしました。

金額 3,000 円 也

但し、令和6年度松山市議会観光振興議員連盟会費下半期分として

松山市議会観光振興議員連盟
会 長 原 俊 司

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日

松山市議会観光振興議員連盟規約

制定 平成 20 年 4 月 7 日

改正 平成 30 年 6 月 27 日

(名 称)

第 1 条 この連盟は、松山市議会観光振興議員連盟（以下「連盟」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 連盟は、本市における観光振興を積極的に推進し、もって本市の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 3 条 連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本市の観光振興の発展を図るための調査研究、資源の発掘、情報の収集、研究会等の開催及び意見具申
- (2) コンベンションの誘致及び各種誘客イベントへの支援及び協力
(平 30 本号中改正)
- (3) 国際線の利用促進及び外国人旅行者の誘致拡大
- (4) 県・四国内における関係団体との交流の促進
- (5) その他連盟の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第 4 条 連盟は、本連盟の目的に賛同する松山市議会議員をもって組織する。

(役 員)

第 5 条 連盟に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 1 名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2 名

(役員を選任)

第 6 条 会長は、本市議会の議長を、副会長は本市議会の副議長をそれぞれ充てる。

2 理事及び監事は、会長が選任する。

(役員任期)

第 7 条 役員任期は、会長が本市議会の議長の職にある期間とする。

2 役員は、再任することができる。

(役員任務)

第8条 会長は、連盟を代表し、総会、臨時総会及び役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

3 監事は、連盟の会計を監査する。

(顧問)

第9条 会長は、会員の中から役員会に諮り、顧問を選任することができる。

(会議)

第10条 会議は、総会、役員会及び監事会とする。

2 総会は、毎年1回開催する。

3 臨時総会及び役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

4 監事会は、監事の要求によって開催する。

(総会)

第11条 総会は、次の事項を審議決定する。

(1) 前年度の事業報告及び決算

(2) 毎年度の事業計画及び予算

(3) 規約の改正

(4) 連盟の重要な施策及び運営に関する事項

(5) その他会長において必要と認めた事項

(表決)

第12条 連盟の各会議は、原則として出席者全員の同意をもって議事を決定する。

(会計)

第13条 連盟の所要経費は、会員の会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 会員の会費は、月額500円とし、各年度半期ごとに徴収する。

3 連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第14条 連盟の事務局は、本市議会事務局に置く。

(その他)

第15条 この規約に定めのない事項については、会長が役員会に諮って定めるものとする。

付則

この規約は、議決の日から施行する。

付則

この規約は、平成30年6月27日から施行する。

(様式 3)

支出伝票

債務確定日(※)	2025 年 3 月 31 日	整理番号	8
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費 広聴費
使 途 及 び 内 容 等	愛媛平成市議の会 令和6年度年会費		
金 額	3,000 円	按分率	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	支払年月日	2024 年 7 月 2 日	

☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。

領収書

松本 久美子 様

★ **¥3,000-**

但し、愛媛平成市議の会 令和6年度 年会費として

2024年7月2日 上記の金額、正に領収致しました

愛媛平成市議の会 会長 山内孝二

西条市樋之口238-5 事務局

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日

愛媛平成市議の会規約

第1条(名称)

この会は「愛媛平成市議の会」と称する。

第2条(目的)

この会は、愛媛県内の市議会議員有志のネットワークづくり、情報交換、交流の場とし、会員の知識・教養を高め、ふるさと発展のため貢献することを目的とする。

第3条(会員)

この会は、その趣旨に賛同する愛媛県内の市議会議員有志をもって組織する。

- ① 平成以降の選挙で選出された市議会議員
- ② 新規加入については、各市会員の推薦を必要とする。
- ③ 退会者は任意に退会できる。但し、各市の常任幹事を経て会長に届けるものとする。

第4条(役員)

この会に次の役員を置く。

会長1名・副会長若干名・常任幹事若干名・事務局長1名・監査2名とする。

なお本会には顧問を置くことができる。

2 会長は会を代表し、円滑な運営に努める。

3 副会長は会長を補佐し、会長が欠員のときは会長の職務を遂行する。

4 監査は、業務及び財産の状況を監査する。

5 役員の任期は1年(事業年度)とする。但し、再任は妨げない。

第5条(運営)

おおむね年2回の研修会を開催するほか、

第2条における目的を達成するため必要な事業を行う。

第6条(総会)

本会の総会は会員を持って構成する。年に1回開催し、重要事項について決定する

こととし、円滑な業務遂行に努めるものとする。

ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 事業の変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員の選任又は解任
- (6) その他会の運営に関する重要事項

3 総会は、会員の過半数の出席がなければ、開会することができない。

但し、委任状の提出を以て出席と見なすことが出来る。

4 総会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。

第7条(常任幹事会)

常任幹事は、必要に応じ会長がこれを召集し開催するものとする。

2 常任幹事会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及び

その他総会の議決を要しない業務の執行に関し議決する。

3 常任幹事会は過半数の出席を必要とし、

議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。

第8条(会費)

この会の経費は、会費をもってこれに充てる。

2 会費は、入会費 2,000 円、年会費 3,000 円とする。

3 9月以降に入会する場合、当該年度の年会費は 1,500 円とする。

第9条(会計)

この会の会計年度は、4月1日～3月31日とする。

第10条(事務局)

この会の事務局は事務局長在住地とする。

2 事務局は、会計及び会議の企画、議事録の作成を行う。

第11条

その他この会の運営に関して必要な事項は常任幹事会で定める。

第12条(変更)

この会則は、総会において、出席者の2分の1以上の承認がなければ変更できない。

平成 年 月 日 制定
平成17年11月7日一部改正
平成30年 5月10日一部改正
令和 2年 5月18日一部改正

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2024 年 11 月 19 日		整理番号	9
科 目	調査研究費	研修費	広報費	広聴費
	要請・陳情活動費	会議費	資料作成費	資料購入費
	人件費	事務所費		
使 途 及 び 内 容 等	愛媛平成市議の会 第 50 回研修会費 開催日：令和 6 年 11 月 19 日 開催場所：松山市総合コミュニティーセンター 講師：中村時広知事 演題「愛媛県の人口減少の現状と取り組みについて」配布資料なし			
金 額	3,000	円	按分率	100 %
特 記 事 項				
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	2024 年 11 月 19 日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				
領収書 松本 久美子 様 ★ ¥3,000- 但し、愛媛平成市議の会 第50回研修会費として 2024年11月19日 上記の金額、正に領収致しました。 愛媛平成市議の会 会長 平田 秀夫 大洲市若宮704 事務局				

※ 購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

令和6年度 第50回 愛媛平成市議の会研修会

開催日:平成6年11月19日

場所:総合コミュニティーセンター

講師:中村時広 愛媛県知事

テーマ:人口減少の取り組みについて

内容:

地方自治体裁量権、地方分権について

地域の特色を生かすべき三位一体の改革

コロナで価値観変容

データーから政策を 婚活事業 結婚したいが出会いがない マッチング一対一

登録2万組の内結婚5000組

子育て支援 2人目以降おむつ無償 官民でやるのが良い 基金にしている 出生率を高める 流入人口の拡大

地方の魅力を伝えていくこと

知事になって愛媛県営業本部を立ち上げ カタログ ものづくりをベースに

外国人技能実習生 ベトナム インドネシアは80人がカレー屋などで就労

地域を元気にすること 地域活性化 坂の上のまちづくり

他ではやっていないことをやる

島並サイクリング

南予は癒し スキー場3ヶ所ある 幸せの価値観 地方の良さはなにか等



(様式5)

支 出 伝 票 (旅費)

債務確定日(※1) (最終確定日)	2024 年 7 月 3 日	整理番号	26
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費 資料購入費
用 務	愛媛平成市議の会 令和6年度総会・第49回研修会 開催日：2024年7月2日～7月3日 開催場所：今治市みなと交流センター「はーばりー」		
上記活動に 要した金額 ・ 按 分 率	交 通 費	円	%
	宿 泊 費	9,120 円	100 %
	パ ッ ク 代 金	円	%
	そ の 他	3,000 円	100 %
	合 計	12,120 円	100 %
特 記 事 項			
領収書その他証拠書類の添付欄	最終支払日(※2)	2024 年 7 月 2 日	
※スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。			

(注)科目別集計表には、政務活動に要した旅費の総額を記入してください。

※1 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。旅行日程のうち債務が最終確定した日（政務活動による旅行完了日）を記入してください。

※2 旅行に関する一連の支払のうち最終支払日（領収書日付）を記入してください

領収書

松本 久美子 様

★ ￥9,120-

但し、愛媛平成市議の会 第49回研修会の宿泊費として

2024年7月2日 上記の金額、正に領収致しました。

愛媛平成市議の会 会長 山内孝二

西条市樋之口238-5 事務局

領収書

松本 久美子 様

★ ￥3,000-

但し、愛媛平成市議の会 第49回研修会費として

2024年7月2日 上記の金額、正に領収致しました。

愛媛平成市議の会 会長 山内孝二

西条市樋之口238-5 事務局

令和6年度 科目別集計表

科 目 名				
広報費				
日 付	内 容	支出金額	備 考	整理番号
8/14	令和6年度市政活動報告 はがき代	22,050 円		3
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
		円		
合 計		22,050 円		

※ 支出伝票は科目別に整理し、この集計表を表紙としてください。

(様式3)

支 出 伝 票

債務確定日(※)	2024 年 8 月 14 日	整理番号	3	
科 目	調査研究費 要請・陳情活動費 人件費	研修費 会議費 事務所費	広報費 資料作成費	広聴費 資料購入費
使 途 及 び 内 容 等	令和6年度 市政活動報告			
金 額	22,050	円	按分率	70 %
特 記 事 項	ハガキ 500 枚×63 円×70% 22,050 円			
領収書その他証拠書類の添付欄		支払年月日	2024 年 8 月 14 日	
☆スペースが足りない場合は、別紙で添付してください。				

※ 債務確定日とは、当該支出を計上する年度の根拠となる日付です。例えば、物品を購入した場合は購入日、サービスや物品等を利用した場合は利用日、業務委託した場合は業務完了日になります。

領収書

芝田 久美子 様

[販売]
通常葉書 ヤマユリ (63円)
63円 400枚 ¥25,200

小計 ¥25,200

課税計(10%) ¥0
(内消費税等(10%) ¥0)
非課税計 ¥25,200

合計 ¥25,200
お預り金額 ¥30,200
おつり ¥5,000

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2024年 8月14日 14:17
発行No. 240814J7137 端N97箱02
連絡先: 松山中央郵便局
TEL:0570-004-613

領収書

芝田 久美子 様

[販売]
通常葉書 ヤマユリ (63円)
63円 100枚 ¥6,300

小計 ¥6,300

課税計(10%) ¥0
(内消費税等(10%) ¥0)
非課税計 ¥6,300

合計 ¥6,300
お預り金額 ¥7,000
おつり ¥700

〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2024年 8月14日 10:36
発行No. 240814J0184 端N93箱01
連絡先: 松山中央郵便局
TEL:0570-004-613